



2018年4月27日号

(W&B No. 201803CY)

目次

1. 中国国家機構改革(2018年3月13日)
2. 国家知識産権局長が特許法改正に懲罰規定導入を言及(2018年3月13日)
3. 知的財産権外国譲渡関連業務弁法(試行)の施行(2018年3月29日)
4. 2017年度知的財産権保護状況白書の公表(2018年4月25日)
5. 商標法改正意見募集の公示(2018年3月20日)
6. 2017年度商標評審委員会の案件審査業務の新動向(2018年4月24日)

【1】中国国家機構改革(2018年3月21日)

中国共産党は3月13日に党と政府組織の権限を大幅に見直す国家機構改革計画を公表し、17日には改革案を決定し、その概要を公表し、21日にはその「党と国家機構改革深化方案」と題する通知を行い、3月22日付で正式に国家組織の改組を公示した。2013年以来5年ぶりの大きな組織改革となり、國務院は1増の26の部門、直屬機關が10機關、直屬特設機關が1機關、事務機關が2機關、及び直屬事業組織が9組織で構成され、行政コストの低減、行政効率の向上及び職能による分業の最適化を目指すことになる。

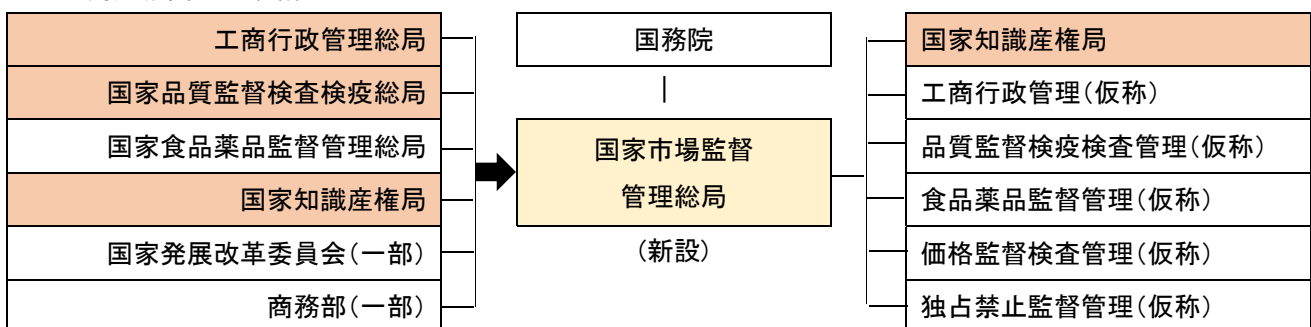
政府組織では、国家發展改革委員会の権限を縮小し、複数の新設機關に移管するとともに、その他

の部門を再編して、国土資源關係を自然資源省、環境保護關係を生態環境省、また農業農村部、科学技術部なども改編した。そして、新たに退役軍人事務部、自然災害や労災事故など非常時の対応にあたる应急管理部を新置した。

政府直屬機關では、国家市場監督管理總局、「一帯一路」の推進のために対外援助事業を取り仕切る国家國際發展協力署が新設された。また、メディアを管理している政府直屬の国家新聞出版廣電總局が党の宣伝政策を主要な業務とする国家放送電視總局に改組された。

政府直屬事業組織では、銀行及び保險關係が中国保險銀行管理監督委員會に統合された。

●知的財産権関連の改編



今回の改革再編の大きな特徴としては、国家發展改革委員会の権限を複数の新設機關に移するとともに、国家工商行政管理總局(SAIC)、国家品質監督

檢查檢疫總局(AQSIQ)及び国家食品藥品監督管理總局を廃止し、「国家市場監督管理總局」を創設したことである。国家工商行政管理總局、国家品質

監督検査検疫総局、国家食品薬品監督管理総局、国家発展改革委員会の価格監督・検査及び独占禁止法執行、商務部の経営者集中的独占禁止法執行及び国務院独占禁止委員会弁公室の統合をするとともに、国家知識産権局を組込んだことは大きな変化であり、知的財産権分野でも国家知識産権局が一ランク下がるなど、影響があると言える。

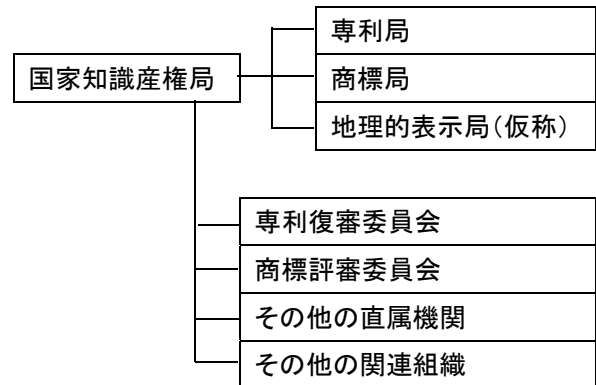
新設された国家市場監督管理総局には市場監督管理体制を改善し、公平な市場環境を構築するとともに、統合的な法執行を推進することが期待されている。なお、新設された国家林業及び草原局が野生動物の保護管理監督を担当する。

国家市場監督管理総局の傘下となった国家知識産権局には工商行政管理総局の商標業務及び国家品質監督検査検疫総局の地理的表示業務が配置された。著作権を除く知的財産権がまとめられたことで、知的財産権保護体系の建設の推進、特許に加え、商標及び地理的表示の登録や登記並びに行政裁決業務、特許及び商標の法執行が主要業務となり、市場における知的財産権の価値の発揮、行政部門による法執行効率の向上及び重複した法執行の防止、また権限を集中による行政部門の法執行力強化を目指すことになった。

国家知識産権局は商標関連業務含める組織再編、法律や規則の改正、出願審査体制や認可プロセスの見直しを迫られるだけでなく、法整備や法執行の面からは商標法と特許法の整合性など、懸案の法

改正への影響、また地方政府における管轄部門の統廃合や職務権限の調整などが直近の課題は多いといえる。また、商標弁理士制度が 1995 年に廃止されて以降長い悪意商標出願の代理行為などに対応するかも注目される。

●国家知識産権局の業務範囲と組織(予想)



今回の改革のスケジュールは、6 月末までに各国家行政組織ごとの改革案を完成し、年末までに改編するとしている。なお、こうした中央の改変に伴い地方政府も改編をすすめることになり、省クラスの地方政府は 9 月末までに各行政組織ごとの改革案を完成し、年末までに改編し、省クラス以下の地方政府は 12 月末までに改革案を完成し、年末までに改編し、最終的には 2019 年 3 月末までには完成することを目指している。

参考サイトは下記の通り。

http://www.gov.cn/guowuyuan/2018-03/14/content_5273856.htm

http://www.gov.cn/xinwen/2018-03/17/content_5275116.htm

http://www.gov.cn/zhengce/2018-03/21/content_5276191.htm#1

http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-03/24/content_5277121.htm

<http://samr.saic.gov.cn/jg/>

[2] 国家知識産権局長が特許法改正に懲罰規定導入を言及(2018 年 3 月 13 日)

去る 3 月 13 日の新華社による取材によると、国家知識産権局の申長雨局長は知的財産権の保護は過去 5 年間に 19 万件の行政執行がなされ、年平均 40%

の増加がみられる。また、社会的な満足度も 76 ポイントに増加していると述べ、特許法の改正では、懲罰的損害賠償措置を導入し、様々な侵害行為に対する処

罰を追加することで、侵害者に重い代償を払わせるべきであると述べている。

今年の全人代は党と行政組織の再編を含む大きなテーマが扱われた。そのために昨年末に3月末と予想された特許法改正も遅れている。

参考サイトは下記の通り。

http://www.gov.cn/xinwen/2018-03/13/content_5273739.html

http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-04/12/content_5281920.htm

【3】 知的財産権外国譲渡関連業務弁法(試行)の施行(2018年3月29日)

国務院弁公庁は、3月18日付で「知的財産権外国譲渡関連業務弁法(試行)」(国弁発(2018)19号)の通達を公示し、3月29日より施行した。

本弁法の目的は国家の安全保障体制を完備させることで、国家の安全と重要な公共の利益を維持するため、関係法律法規に基づき、知的財産権の外国への譲渡秩序を規範化することにあり、弁法では審査範囲、審査内容、審査機関及びその他の事項に分けて定められている。

審査対象は、技術輸出、外国投資家の国内企業買収などの活動における国家安全保障に関する知的財産権(法人、個人の所有を問わない)の外国への譲渡、及び名義変更、実質的管理人の変更や独占的実施許諾関係者の変更も対象とする。

審査対象権利は、特許権(発明、実用新案、意匠)、集積回路配置設計権、コンピュータープログラム著作権、植物新品種権などであり、その対象技術は、国家の安全及び国家の重要で核心的な技術イノベーションに影響のある技術分野としている。

審査内容は、(1)技術輸出における知的財産権の譲渡、(2)外国企業による国内企業の買収における

4月12日公布された政府報告の重点業務にも知識産権局にかかる第16項目にも特許法改正での懲罰規定導入の記載があり、本年度の眼目にもなっているので、近々こうした改正の発表がなされると予想される。

知的財産権の譲渡の2つに分けている。

(1) 技術輸出における知的財産権の譲渡

審査では、技術輸出入管理条例、コンピューターソフトウェア保護条例、植物新品種保護条例などの法律の適用を受け、中国が禁止する輸出制限技術の対象となる特許権、集積回路配置設計権、コンピュータープログラム著作権、植物新品種などが対象となる。

手続きは地方政府の貿易管理部門に申請後、地方政府の知識産権部門が審査を行う。植物新品種権は国務院の農業主管部門と林業主管部門が審査を行う。

(2) 外国企業による国内企業の買収における知的財産権の譲渡

審査は上記と同じであるが、手続きは外国投資安全審査機構が担当し、国務院の知識産権局、版權局、及び農業主管部門と林業主管部門による審査を経て、最終的な審査を行う。

現在は、弁法の施行が公示されたが、今後、各関係機関が手続きに関する規則を順次制定することになるため、現在のところ、詳細な手続きは関係機関に照会する必要がある。

参考サイトは下記の通り。

<http://www.sipo.gov.cn/zscqgz/1121206.htm>

http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-03/29/content_5278276.htm

【4】 2017 年度知的財産権保護状況白書の公表(2018 年 4 月 25 日)

国家知識産権局は、4 月 24 日付で 2017 年度知的財産権保護状況白書を発行し、25 日に公表した。白書では、知的財産権関連の法律改正、出願と審査状況を報告するとともに、全国の裁判所による司法保護状況を掲載している。表右に司法による知的財産権保護状況を過去 3 年間含めてご紹介する。

全国の人民法院(裁判所)が受理した知的財産権紛争の民事一審は初めて 20 万件を超え、前年比 47.2%増加した。

著作権紛争が全体の 68.3%と最も大きな構成比を示しているが、インターネット上での侵害を含めて増加に歯止めがかからない状況である。次いで、商標権紛争が 39.6%増、特許権紛争が 30%弱の増加となっている。

なお、民事第一審の結審数は 192,938 件(前年: 131,813 件)と前年比 46.4%増加した。また、民事第二審の結審数は 20,525 件(前年: 20,334 件)と前年比 0.9%増加した。なお、最高人民法院への再審請求は 503 件と前年比 36.3%増、結審数は 493 件と前年比 28.7%増加している。

知的財産権の刑事事件は、第一審受理数 3,621 件で結審数、3,642 件と前年比-4.7%、-6.7%とそれぞれ減少しており、偽造登録商標事件数が 1,687 件と前年比-5.9%と偽造登録商標商品販売事件数も 1,494 件と

●中国知的財産権訴訟受理件数推移 2015 年-2017 年

民事事件受理	2015 年	2016 年	2017 年	前年比
特許(特実意)権	11,607	12,357	16,010	+29.6%
商標権	24,168	27,185	37,946	+39.6%
著作権	66,690	86,989	137,267	+30.4%
技術契約	1,480	2,401	2,098	-12.6%
不正競争	2,181	2,286	2,543	+11.2%
その他知財関係	3,093	5,316	5,175	-2.72%
民事第一審計	109,386	136,534	201,039	+47.2%
民事第二審受理	15,114	20,793	21,818	+4.9%

前年比-3.2%減少しており、商標権侵害の刑事事件は減少傾向にあるといえる。

一方、行政による特許侵害対策では、地方政府の知識産権局が専利行政執行法に基づき特許権紛争の対応を増加させており、66,649 件を受理し、前年比+36.3%を示している。この内、特許権紛争案件は 28,157 件と前年比+35.0%、特許権虚偽表示案件も 38,492 件と前年比+37.2%の増加を示している。

なお、商標権監督管理案件は 30,130 件、案件総額が 36,544 万元、罰金総額 47,042 万元(約 82 億円)で、この内、商標権侵害処罰案件が 26,985 件、総額 33,348 万元、罰金総額 44,307 万元(約 77 億円)となっている。(1 元=17.5 円、4 月末現在)

参考サイトは下記の通り。

<http://www.sipo.gov.cn/zscqgz/1123516.htm>

<http://www.sipo.gov.cn/docs/2018-04/20180425155906670179.pdf>

【5】 商標法改正意見募集の公示(2018 年 3 月 20 日)

商標局は、3 月 20 日付け、知的財産権の創造、保護、運用の強化、商標権審査の質や量の改革、及び審査効率の向上を目指し、新時代のニーズあった商標法への改正をするために一般公衆からの意見募集をすることを決定し、4 月 2 日に公示した。意見募集は 7 月 31 日までとなる。

現行商標法は 2013 年 8 月に改正され、2014 年 5 月 1 日施行された。中国では 5 年程度での法改正を行っており、前回見送られた保護対象、課題の残る異議申立などの条項や今回の行政組織改編を受けた改正が議題になることが少なくとも予想される。

参考サイトは下記の通り。

http://sbj.saic.gov.cn/gzdt/201804/t20180402_273481.html

【6】 2017 年度商標評審委員会の案件審査業務の新動向(2018 年 4 月 24 日)

商標評審委員会は 4 月 24 日付、2017 年度の商標評審(審判)案件処理における特徴的な動向をまとめ、案件を迅速に処理するための措置、悪意登録に対する打撃の強化、口頭審理の活用などの面から分析し公表している。

(1) 評審案件を迅速に処理するための各種の有効な措置

2017 年に受理した審判案件は 20.5 万件で、その内、拒絶査定不服審判が 17.4 万件と 84.9%を占めており、現在、この案件が審判業務では重要な位置を占めている。

評審委員会は、現状審査人員不足となっており、昨年から 50 名強を採用し、研修を行っている。こうしたなか、2017 年の審決は 143,986 件、これには当事者の複雑な案件は 24,671 件も含まれており、現在までに審判期間も 7 か月まで短縮している。

ところで、審判手続きでは、次の場合、審判の中断を実施している。

- ① 引用商標が未登録の商標出願である場合
- ② 引用商標が登録商標で、無効取消などの手続き中である場合
- ③ 引用商標が変更手続き中である場合

こうした 3 種類の判断には合理性があるかどうかを考慮して適用しており、対象案件に影響のない場合は手続きの中断は行わない。

(2) 悪意登録に対する打撃の強化

(a)法の不備を埋める方法で法律を適用

立法趣旨の正確な理解を前提に、法律の適用を改善するために、法律解釈と法律の不備を埋める方法での対応を積極的に運用する。

例えば、商標法第 44 条第 1 項は字義通り解釈すると登録商標に対する無効にのみに適用できるものであり、異議申立の時点で不公正な手段が見つかった場合には登録されることを待ち、同じ理由と証拠で商標権を無効にすることができるため、その権利は最初

から存在していないものとされると考えられていた。しかし、これは明らかに行政や司法手続を浪費し、異議申立人にとっては不合理なものである。また、これは異議申立手続き後に多数の商標出願の登録が許可された後に最終的に無効と宣言されるために、商標登録制度が大きく不安定になっているといえる。

従って、複数の行政訴訟において裁判所との合意に達し、登録されていない商標出願の審判事件の場合においても、第 44 条第 1 項を同様に適用することが可能としている。

加えて、第 44 条第 1 項の「その他の不正な手段」は、あまりにも一般的な条項の表現であり、その盲目的適用による行政権の拡大を防止するため、「不正な手段」を法律で定められる最大限の悪質な登録だけでなく、悪質な登録も規制することを可能としている。

なお、現行の審理基準は次の場合を不正な手段としている。

- ① 他人の有する比較的顕著性のある商標と同一或いは類似する商標を多数出願する場合
- ② 他人の屋号や企業名称、或いは著名商品の名称や包装などと同一或いは類似する商標を多数出願する場合
- ③ 実際使用する意図がなく大量な商標出願する場合。

(b)著名性のある先の商標や標識の保護レベルを強化

新型の悪意登録には一般的条項を活用する以外に、以前から存在し高い著名性のある商業上の標識の保護にも注力している。

まず、複雑な案件で当事者が十分に商品や役務の類似を挙証できない場合、先の標識に比較的独創性や著名性がある場合は、区分表を超えて誤認混同を生じる恐れが高いためた、実務上類否判断を柔軟に対応している。

次に、第 32 条(先の権利)の適用では、商品化権を

活用している。商品化権は合法的な原則としては利害関係が不明確であるが、便乗や誤認混同の制止による保護を考えなければならない。例えば、「冰雪奇縁（アナと雪の女王）」では複数の区分にわたり 36 件の登録商標が存在し、その無効取消では、映画の名称が市場で形成した名声を借りたものとして、第 32 条を適用した。

最後に、外国投資家に対する公開で公平な環境を整備するためにも、悪意登録や外国の著名ブランドの登録行為に対する打撃を強化することで、中国が中国人にも外国人にも平等な保護を実現していることや素晴らしい保護体制であることを証明しなければならない。

(c) 商標登録秩序を維持し、先取保持行為を打撃

商標法第 44 条第 1 項の実際使用する意図がなく大量な商標出願する行為を商標法に違反するとは言えないが、第 4 条(専用権の取得)に規定される合目的性や正当性の要件が商標登録出願にはなくてはならない。中国は使用意図の出願要件なく先願主義を採用しているため、大量な先取保持行為は、客観的にみて、正常に登録し使用する者の負担を増やすだけでなく、3 年不使用申請が増加するなど行政の負担も増やすものとなっている。こうした不特定主体や行政に損害を与える商標出願は出願権の乱用ということができる。

(3) 積極的な口頭審理の活用

2017 年 5 月に「商標評審事件口頭審理弁法」が公布され、同年 8 月以降、拒絶査定事件や無効取消事件などで複雑な案件では口頭審理を活用し、順調に成果を出しており、今後も活用が増えることが期待されている。両当事者が十分な質疑を希望する場合は書面で申請し、口頭審理を行うことができる。

参考サイトは下記の通り。

http://home.saic.gov.cn/spw/gzdt/201804/t20180424_273899.html

記事に関するご質問や各種お問合せは、お気軽に下記までご連絡ください。

